

市第47号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第79号の10の次に次の 1 号を加える。

(79)の10の 2 使用済自動車の再

資源化等に関する法律第60条

第 1 項の規定に基づく解体業

の許可証の再交付手数料 同 5,000 円

第 2 条第79号の12の次に次の 1 号を加える。

(79)の12の 2 使用済自動車の再

資源化等に関する法律第67条

第 1 項の規定に基づく破砕業

の許可証の再交付手数料 同 5,000 円

第 2 条第80号中「5,000 円」を「10,000円」に改め、同条第81号中「許可に係る」を削り、「3,000 円」を「5,000 円」に改め、同条第90号中「、第38条の 5 第 9 項又は第39条の98第 9 項」を「又は第38条の 5 第 9 項」に改め、同条第91号中「、第38条の 5 第10項第 4 号又は第39条の98第10項第 2 号」を「又は第38条の 5 第10項第 4 号」に改め、同条第 127 号中「、第63条第 3 項第 7 号

ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」を「又は第63条第3項第7号ロ」に改め、同条第130号を次のように改める。

(130) 削除

第2条第148号中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同条第192号中「又は第3項」を「若しくは第3項又は第39条の22第1項」に改める。

第2条 横浜市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第192号中「第39条の22第1項」を「第39条の11第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2条第79号の10の次に1号を加える改正規定、同条第79号の12の次に1号を加える改正規定並びに同条第80号及び第81号の改正規定 令和6年4月1日

(2) 第2条の規定 令和8年12月21日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の横浜市手数料条例（次項において「新条例」という。）第2条第79号の10の2及び第79号の12の2の規定は、前項第1号に掲げる改正規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

3 新条例第2条第80号及び第81号の規定は、附則第1項第1号に掲げる改正規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用

し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による
。

提 案 理 由

使用済自動車の解体業等の許可証の再交付手数料を徴収するとともに、浄化槽清掃業の許可申請手数料等を改定する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

第 1 条 関係

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 79 号の 10 まで省略）

(79) の 10 の 2 使用済自動車の再

資源化等に関する法律第 60 条

第 1 項の規定に基づく解体業

の許可証の再交付手数料 同 5,000 円

（第 79 号の 11 及び第 79 号の 12 省略）

(79) の 12 の 2 使用済自動車の再

資源化等に関する法律第 67 条

第 1 項の規定に基づく破砕業

の許可証の再交付手数料 同 5,000 円

（第 79 号の 13 及び第 79 号の 14 省略）

(80) 浄化槽法（昭和 58 年法律第

43 号）第 35 条第 1 項の規定に

基づく浄化槽清掃業の許可申

請手数料 同 10,000 円
5,000 円

(81) 浄化槽法第 35 条第 1 項の規

定に基づく浄化槽清掃業の許

許可証の再交付手数料
に係る

料	同	5,000 円 3,000 円
(第 82 号から第 89 号まで省略)		
(90) 租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号) 第 19 条第 11 項 <u>又は第 38 条の 5 第 9 項</u> <u>、第 38 条の 5 第 9 項又は</u> <u>第 39 条の 98 第 9 項</u> の規定に基づ く住宅用地の譲渡に該当す るものであることについての 認定申請手数料	1 件につき	47,000 円
(91) 租税特別措置法施行令第 19 条第 12 項第 4 号 <u>又は第 38 条の</u> <u>5 第 10 項第 4 号</u> <u>第 10 項第 4 号又は第 39 条の 98</u> <u>第 10 項第 2 号</u> の規定に基づ く譲渡予定価額の申出について の審査手数料	同	43,000 円
(第 92 号から第 126 号まで省略)		
(127) 租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 7 号ロ <u>又は第 63 条</u> <u>、第 63 条第</u> <u>第 3 項第 7 号ロ</u> <u>3 項第 7 号ロ又は第 68 条の 69</u> <u>第 3 項第 7 号ロ</u> の規定に基づ く住宅の新築が優良な住宅の 供給に寄与するものであるこ とについての認定申請手数料		
(アからオまで、第 128 号及び第 129 号省略)		
(130) <u>削除</u> 租税特別措置法施行令第		

20 条の 2 第 14 項又は第 38 条の

4 第 24 項の規定に基づく特定

の民間再開発事業に該当する

ものであることについての認

定申請手数料

同

31,000 円

(第 131 号から第 147 号まで省略)

(148) 租税特別措置法第 28 条の

4 第 3 項第 7 号イ 又は第 63 条

、第 63 条第

第 3 項第 7 号イ

3 項第 7 号イ又は第 68 条の 69

第 3 項第 7 号イの規定に基づ

く宅地の造成が優良な宅地の

供給に寄与するものであるこ

とについての認定申請手数料

1 件につき

86,000 円

(第 149 号から第 191 号まで省略)

(192) 液化石油ガスの保安の確

保及び取引の適正化に関する

法律第 37 条の 3 第 1 項の規定

に基づく同法第 36 条第 1 項の

許可に係る貯蔵施設又は特定

供給設備の完成検査申請手数

料

1 件につき、31,000 円に貯

蔵施設又は特定供給設備 (

高圧ガス保安法第 20 条第 1

項若しくは第 3 項又は第 39

又は第 3 項

条の 22 第 1 項の規定に基づ

き完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を合計した額

（第 193 号から第 200 号まで省略）

第 2 条 関係

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 191 号まで省略）

(192) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づく同法第 36 条第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査申請手数

料

1 件につき、31,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第 20 条第 1 項若しくは第 3 項又は~~第 39 条の 11 第 1 項~~^{第 39 条の 22 第 1 項}の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を合計した額

（第 193 号から第 200 号まで省略）